

穂高東中学校 いじめ対応マニュアル

いじめの防止等は、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすため、日頃から個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていく。また、いじめを含め、生徒の様々な問題行動等への対応について、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要がある。また、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える生徒一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていく。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法）

2 いじめ問題に関する基本的認識

いじめについては、「どの子どもにおいても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する。

（１）「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

（２）いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。どのクラスにも深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。

（３）いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担うという認識を持つ。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

（４）いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育をとおしてかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導する。

（５）家庭・学校・地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって真剣に取り組む

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

3 いじめに関する取組のポイント

(1) 実効性ある指導体制の確立

① 学校を挙げた対応

- (ア) いじめの問題については、その件数が多いか・少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要となるものであり、学校及び教育委員会は、相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。各学期1回(6月、11月、1月)に、いじめ(含体罰)の実態把握アンケートを実施する。
- (イ) 校長の下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。
- (ウ) 校長、教頭、生徒指導主事等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。
- (エ) いじめの訴え等を学級担任が一人で抱え込むようなことはあってはならず、校長に適切な報告等がなされるようにする。

② 実践的な校内研修の実施

- ・ 教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を積極的に実施する。

(2) 適切な教育指導

① 全ての生徒への指導

- (ア) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させ、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、生徒に持たせる。
- (イ) いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを、教職員が、言葉と態度で示すこと。特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにすること(まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと)を、メッセージとして伝える。
- (ウ) 学校教育活動全体を通し、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れていく。
- (エ) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むようにする。

② いじめる生徒への指導・措置

- (ア) いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- (イ) いじめを行う生徒に対しては、保護者の了解を得て、一定期間、校内においてほかの生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することもある。いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる生徒を守るために、教育委員会と相談の上、保護者に連絡し、いじめる生徒に対し出席停止の措置を講じ、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることもありうる。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う生徒については、警察との連携を積極的に図る。

(ウ) 上記の措置を講ずることについて、教育委員会や保護者との間に、十分な共通理解を持てるようにする。

③いじめを許さない学級経営等

(ア) 生徒の成長にとって必要な場合もあるといった考えは認められないものであり、個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。また、教師の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりするようなことがないように留意する。

(イ) グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う。

(ウ) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、当該生徒が卒業するまで継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

4 いじめの未然防止・早期発見・早期対応

(1) いじめ予防指導

①すべての教育活動において、上記3の(2)の指導を日常的に継続して行う。人権教育強化旬間では、各学年で立案した指導計画に従って統一的な指導も行う。また、生徒会活動でのいじめ防止活動を推進し、PTAへの協力を依頼する。

②生徒の言動や人間関係の変化を見逃さず、適切な声かけや学習予定帳等により実態を把握し、いじめに発展しないよう学年組織で対応指導する。相談週間（6月、11月）やいじめの項目を含む生徒アンケート（6月、11月、1月）、その他諸検査の実施や保護者との連携から適切な把握に努める。

(ア) 問題兆候の把握等

- ・教師が生徒の悩みを受け取るためには、まず何よりも、全人格的な接し方を心がけ、日頃から生徒との心のチャンネルを形成するなど、深い信頼関係を築くことが不可欠である。
- ・生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを見つけるための積極的な取組を行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭などとの連携に努める。
- ・生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。
- ・生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等々が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ・いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っていく。

(イ) 事実関係の究明

- ・いじめを受けている生徒等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ・いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視し、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないようにする。

【いじめ・暴力行為があった時の対応】発生時の対応

通報。

暴力行為の制止。(できるだけ多くの教師で対応し、取り押さえる。)

校内連絡(職員室)

救急処置

緊急協議(学校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等)

被害者の受診の必要性和方法

関係機関への連絡

緊急会議の招集

今後の役割分担等 について判断を下す。

当事者への指導

<当該生徒への指導>

ア 興奮の収まるのを待って、原因・背景・状況・経過などを聴取。

イ 「取り調べ」ではなく、理不尽な言い分にもまずは耳をかたむける。

ウ 早急に反省・謝罪を求めず、個々の生徒に応じた対応をする。

<他の生徒への指導(教師の役割分担をしておく)>

ア 野次馬的行動をとる生徒を制止し、他の生徒に動揺を与えないように配慮する。

イ 事件を目撃した生徒からは、その時の状況を聞いておく。

家庭連絡

<被害者の保護者へ>

ア 不安感を持たせないように配慮しながら、事実関係を伝える。

イ 憶測で話をしたり、過剰に弁明したりすることのないように気をつける。

(誠意ある態度で)

ウ 医療機関へ向かっている場合には、所在地・電話番号・付き添い教師の氏名等を伝える。

<加害者の保護者へ>

ア 保護者に来校してもらうか、教師が家庭訪問をして、事実関係を説明するとともに、今後の対応について話し合う。

イ 話し合いにあたっては次のことに留意したい。

- ・緊急であっても、保護者の了解を得る。

- ・時間の都合など、保護者の意向を尊重する。

- ・他の生徒、保護者の目に触れぬよう配慮する。

- ・緊急対応の内容にとどめ、それ以外のことは別日を設定し、学校で話し合うようにする。

長期対応

ア 加害生徒の継続的指導

- ・謝罪、弁償だけでなく「真に責任をとる」ことを目標に。

- ・事件を、生徒との心の通い合いを強めるきっかけにしたい。

イ 被害生徒への継続的指導

- ・心の傷を理解し、学級受け入れなどに配慮する。ウ

ウ 関係生徒のその後の人間関係を注意して見守る。

エ 学級での日頃からの指導

5 ネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット、SNS、ライン等を介したいじめを発見した場合における教育的指導は上記いじめ・暴力事案と同様に考えるが、それに加えて次の①・②を加える。
 - ①事実確認（データの保存、端末機の保管）
 - ②警察への通報とデータ削除の依頼被害生徒本人及び保護者の了解を得て行う。
- (2) 学級担任による学級指導をはじめ、全校生徒に対する防犯教室や講演会を計画し未然防止と通報について実践力を高める。
- (3) いじめに関わるアンケート等の項目にも含め、早期発見に努める。
- (4) 定期的にパソコンにて職員による点検を行い、市のネットパトロールからの情報を得る。
- (5) 情報端末機器の特性や犯罪性については、校内の情報係を中心に常に情報共有しておく。また、専門性の高い講師による職員研修を計画する。
- (6) 学校だよりやPTAで保護者への啓発を継続的に行い、協力を得る。

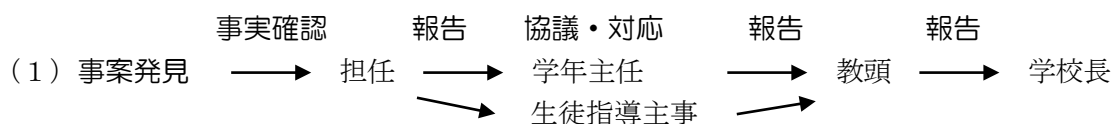
6 いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応

- (1) 心のケア
 - ①生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。また、教育相談について全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施する。
 - ②相談室を相談しやすい雰囲気になるよう工夫する等、生徒にとって相談しやすい環境を整える。
- (2) いじめを継続させないための弾力的な対応
 - ①いじめられる生徒には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、生徒の立場になって、緊急避難としての欠席が弾力的に認められる。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる。
 - ②いじめられる生徒又はいじめる生徒のグループ替えや座席替えを行う。また、必要に応じて生徒の立場に立った弾力的な学級編制替えも工夫する。
 - ③上記の措置を講ずることについて、教育委員会や保護者との間に、十分な共通理解を持てるようにする。

7 家庭・地域社会との連携

- (1) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執しない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む。
- (2) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については公表を前提とし、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらう。
- (3) いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。また、いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける。特にPTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図れるよう調整・準備していく。
- (4) 実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保するようにし、事実を隠蔽するような対応は行わない。

8 行動マニュアル



(2) 担任と学年主任が家庭訪問し事実の報告

○明日からの対応について説明

- ・ いじめている生徒への事実の聴き取りと、指導の内容の確認
- ・ 学校での居場所の確認
- ・ 家庭の要望をお聞きする

(3) 学年職員、教頭、生徒指導主事で家庭の要望も含めて、今後の対応を協議し、家庭に学校の方針を伝える。

- ・ いじめている生徒への家庭連絡と指導の内容
- ・ SCによるカウンセリングを行うか
- ・ 謝罪の会の設定 など

(4) 定期的に学校の様子を知らせながら、家庭での様子も尋ねる

(5) 指導の経過を学年会で確認し、指導方針を修正していく

9 基本方針の周知や広報について

- (1) P T A総会や学年学級P T Aで説明する。
- (2) 学校だより、学年だより、学級だより、生徒指導だより等で保護者への周知を図る。